令和８年第４回（１２月）定例会　陳情一覧表

番　　号	件　　名	受理年月日	摘　　要
陳情第 10 号 (26-4-その 1) 文書番号 君議第 207 号	首都圏ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業の停止を求める陳情書 ＊陳情者 住　所　千葉県大網白里市大網 33-8 おおあみ市民ひろば 団体名　九十九里の海をまもる会 氏　名　代表　品田　知美	令和 8 年 11 月 10 日 ＊付託先 建設経済常任委員会	
陳情第 11 号 (26-4-その 2) 文書番号 君議第 213 号	仮称貞元総合公園整備事業及び周辺開発事業の早期実現に関する陳情 ＊陳情者 住　所　千葉県君津市貞元 1150 番地 団体名　千葉ロッテマリーンズファーム並びに周辺開発に関する協議会 氏　名　会長　山中　政人	令和 8 年 11 月 17 日 ＊付託先 総務常任委員会	
陳情第 12 号 (26-4-その 3) 文書番号 君議第 217 号	「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書 ＊陳情者 住　所　千葉県君津市杢師 3-2-5 団体名　千葉土建一般労働組合かずさ支部 氏　名　執行委員長　河々谷　猛	令和 8 年 11 月 18 日 ＊付託先 建設経済常任委員会	

陳　　情　　文　　書　　表（２６－４－その１）

１　受理番号　　陳情第１０号　令和８年１１月１０日受理
２　件　　名　　首都圏ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業の停止を求める陳情書
３　陳 情 者　　住　所　　千葉県大網白里市大網３３－８ おおあみ市民ひろば
　　団体名　　九十九里の海をまもる会
　　氏　名　　代表　品田　知美

４　趣　　旨

【陳情の趣旨】

現在、進められているＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業の実証実験・事業化計画に対し、住民の安全な暮らし、豊かな自然環境および地域経済をまもる立場、そして何より経済的妥当性への懸念、並びに脱炭素社会の実現に向けた根本的な課題が存在することから、本事業の実施および公的資金投入・推進の停止を求めます。

【陳情の理由】

１．安全上の懸念および漏洩リスクＣＣＳ事業は二酸化炭素（ＣＯ２）を高圧で地下深くに封入する技術ですが、設備の劣化に加え土砂崩れや地盤沈下、地震などにより地表や海洋へ漏出するリスクがあります。漏出が生じた場合、パイプライン沿線や圧入工場近隣においては高濃度の二酸化炭素により周辺住民の健康や安全、生態系に致命的な影響を及ぼすことが懸念されます。安全性が担保されていない事業である上、試掘段階から度重なる事故続きの企業による首都圏ＣＣＳ事業は、予防原則に基づいて一旦停止にすべきと考えます。

２．海洋・地下水や地質環境への悪影響　圧入されたＣＯ２が地下水や海洋生態系にどのような長期的影響を与えるかについて未知の要素が多く、不可逆的な環境破壊の心配に半永久底的にさらされます。地下水等の酸性化によって水源が汚染されるリスクもあります。また、海域での漏出では、海洋資源や漁業への深刻な影響が懸念されます。一度汚染された環境を元に戻すことは不可能です。さらに、ＣＣＳ事業が地盤への影響から地震を引き起こす可能性があるという学術的な報告もあります。

３．高コストと再エネ投資への影響　ＣＣＳ事業には莫大な設備投資および維持管理費用がかかります。政府の限られた予算や資源を未確立な技術に投入することは、再生可能エネルギーの拡充や省エネルギー技術の導入といった、実効性が高く安価な脱炭素化策への投資を遅らせます。また、ＣＯ２の排出そのものを減らす技術が日進月歩である状況下で、ＣＯ２を出し続ける前提のＣＣＳ計画には合理性に欠けています。

４．気候変動対策としての本質的な疑問　ＣＯ２を後から回収・貯留する技術であり、化石燃料への依存を温存・長期化させることになります。むしろ、税金を投じるべきは、ＣＯ２を排出し続けるための延命策（ＣＣＳ）ではなく、再生可能エネルギーの拡充や、省エネルギーの徹底など、排出そのものを根本的に削減する対策であると考えます。

５．地域住民への説明および合意形成の不足　ＣＣＳ事業は地域住民の生命と財産に直結する重大なプロジェクトであるにもかかわらず、リスクやコストに関する情報開示が極めて不十分です。地域住民の十分な理解と納得、主体的かつ民主的な合意形成がないまま、国や事業者の主導で計画が推進されているからです。

【陳情項目】

１．当地域（または該当計画区域）におけるＣＣＳ事業の計画および実施を停止すること。
２．ＣＣＳ事業への公的資金の投入や支援措置を抜本的に見直すこと。
３．リスク発生時における事業者および国の責任立証・補償体制を明確に開示すること。
４．地域住民へのリスク評価を含む情報公開を徹底し、十分な合意形成の場を設けること。
５．再生可能エネルギーの導入拡大および省エネルギー技術への優先的な投資・支援へ舵を切ること。
６．気候変動対策の予算は、ＣＣＳではなく、根本的な温室効果ガス排出削減および地域循環型のエネルギー転換へ優先的に投資すること。

５　付託委員会　　建設経済常任委員会

陳　　情　　文　　書　　表（２６－４－その２）

１　受理番号　　陳情第１１号　令和８年１１月１７日受理
２　件　　名　　仮称貞元総合公園整備事業及び周辺開発事業の早期実現に関する陳情
３　陳 情 者　　住　所　千葉県君津市貞元１１５０番地
　　団体名　千葉ロッテマリーンズファーム並びに周辺開発に関する協議会
　　氏　名　会長　山中　政人

４　趣　　旨

１．陳情の趣旨

君津市が進める仮称貞元総合公園事業及び周辺開発事業は、地域の活性化にとどまらず、防災・治水機能の向上、生活環境の整備並びに将来にわたる持続可能な近隣地域を含めた地域づくりにつながる重要な事業であると考えます。

千葉ロッテマリーンズファーム並びに周辺開発に関する協議会（以下ＣＬＭＦ協議会と表記）と君津市は、令和７年４月に本拠地移転に関する基本協定を締結し、令和１２年１月に施設の供用開始を目標として事業を進めています。

これまで、貞元地区自治会連絡協議会及びＣＬＭＦ協議会は、地域の発展と住民の安全・安心な生活環境の確保を願い、君津市に対して複数回にわたり要望書を提出してまいりました。

また、令和８年２月には、君津市、貞元地区自治会連絡協議会及びＣＬＭＦ協議会との間で、本拠地整備及び周辺開発に関する協定書が締結され、地域の将来を見据えた取組が進められております。

一方、本事業の用地取得については、これまで多くの地権者が事業の趣旨に理解を示し、協力しているものの、全地権者の同意には至っておらず、今後の事業工程への影響が懸念されております。

もとより、土地所有者それぞれの事情や権利は十分に尊重されなければなりません。そのうえで、市には関係者との丁寧な協議を継続し、事業の早期実現に向けた具体的な方策を着実に進めていただく必要があります。

さらに、本事業を単なる野球施設の整備にとどめることなく、市街化区域への編入を含めた周辺開発、洪水・浸水対策及び地域振興を一体的に推進することが重要です。

これらの取組は、市の行政だけでなく、市議会においても貞元地域はもとより君津市の将来に関わる重要な課題として共有され、十分な審議と適切な進捗確認が行われることが望まれます。

私たちは、貞元地域の将来を担う子どもや孫の世代に、より安全で活力ある地域を引き継いでいくため、市と市議会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、本事業の実現に取り組んでいただくことを願い、次の事項について陳情いたします。

２．陳情事項

(1) 仮称貞元総合公園整備事業の早期実現

令和７年４月に締結された基本協定に基づき、令和１２年１月の本拠地移転用地及び施設の供用開始を目標として、事業全体の工程を明確にし、関係機関との調整、設計、施工及び必要な予算措置等を着実に進めること。

(2) 用地取得の早期完了に向けた取組

用地取得については、土地所有者それぞれの事情及び権利を十分に尊重し、丁寧な説明と協議を継続するとともに、事業工程を踏まえた具体的な対応策を検討し、早期完了に向けて最大限の努力を行い、状況によっては、土地収用を含めた必要な対応を行うこと。

(3) 洪水・浸水対策及び地域住民の安全確保

本拠地整備及び周辺開発に伴う影響を十分に考慮し、小糸川、派川江川、梅田川等の河川・排水施設の状況を踏まえ、外水氾濫及び内水氾濫の双方に対応する総合的な防災・治水対策を具体化すること。

また、調整池、排水ポンプ場、排水路等の整備・改修を含めた対策について、関係機関と連携して検討するとともに、地域住民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

(4) 市街化区域への編入を含めた周辺開発の推進

仮称貞元総合公園及びＣＬＭＦ本拠地を地域振興の拠点と位置付け、市街化区域への編入を含め、企業誘致、商業・業務機能の導入等、地域の特性を生かした周辺開発の将来構想を具体化し、段階的かつ計画的に推進すること。

(5) 市と市議会及び地域関係者との連携・協働体制の充実

本事業の早期実現と周辺開発を効果的に推進するため、君津市の関係部署、千葉ロッテマリーンズ、貞元地区自治会連絡協議会及びＣＬＭＦ協議会等が情報を共有し、連携して取り組む体制を充実させること。

また、市議会においても、君津市全体、千葉県南部地域に波及する本事業の重要性を踏まえ、必要な審議及び進捗状況の確認を行い、市と議会がそれぞれの役割のもと、事業の早期実現と地域の将来に向けた取組を支援することをお願いいたします。

５　付託委員会　　総務常任委員会

陳　　情　　文　　書　　表（２６－４－その３）

１　受理番号　　陳情第１２号　令和８年１１月１８日受理
２　件　　名　　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める陳情書
３　陳 情 者　　住　所　千葉県君津市杢師３－２－５
団体名　千葉土建一般労働組合かずさ支部
氏　名　執行委員長　河々谷　猛

４　趣　　旨

建設業従事者のアスベスト被害に対して、２０２１（令和３）年５月１７日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称:建設アスベスト給付金法)」が成立し、２０２２年１月には給付金申請が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業１０社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済に結びついていません。現に、成立した建設アスベスト給付金法の付則第２条には、「国以外の者による……損害賠償その他……補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置をとる」とされています。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

以上から、建設アスベスト被害者の全面救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

５　付託委員会　　建設経済常任委員会